

第3次 江北町教育大綱

令和3年（2021年）3月



【目次】

1 はじめに	
(1) 策定の趣旨	3
(2) 位置づけ	3
(3) 計画期間	3
(4) 大綱の見直し	3
(5) 推進に当たっての姿勢	3
2 取組の方向性	
(1) 教育分野	5
(2) こども・子育て分野	6
(3) 生涯学習分野	6
(4) 文化分野	6
(5) スポーツ分野	6

1 はじめに

(1) 策定の趣旨

令和時代の到来、成人年齢の引き下げなど、時代は刻々と変化しています。

これからの時代は、グローバル化・ボーダレス化の中でヒトやモノが国をまたいで行き交い、子どもたちは著しい社会経済情勢の変化の中で生き抜いていくこととなります。

また、人口減少や少子高齢化の急速な進展により、将来における地域力の低下が懸念されています。

このような変化を前向きに受け止め、江北町の未来を担う子どもたちが、学びや体験を通して郷土への誇りを持ち、グローバルな視点に立って主体的に社会と関りながら豊かさを創造していく力を育てるため、平成 30 年度から東京都足立区立江北小学校との「江北」という地名を縁とした国内交流や異文化への理解を深めるきっかけづくりとなる江北中学校とオーストラリア「エンカウンター・ルーサラン・カレッジ」との国外交流を開始しました。

その他、これまで学校給食の無償化や保育受け皿の拡大などの子育て世代への支援に取り組むとともに、教育基本法や佐賀県の基本方針を踏まえながら、教育施策の検討や様々な課題への対応を行ってきました。

町長と町教育委員会が連携・協力して、本町における教育、生涯学習、文化・スポーツの振興、子育て支援に関する施策を総合的に推進していくため、「第 3 次江北町教育大綱」を策定します。

(2) 位置づけ

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

(3) 計画期間

この大綱の計画期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間とします。

(4) 大綱の見直し

社会経済情勢の変化等に的確に対応していくため、江北町が定める各種計画との整合を図りながら、適宜見直しを行います。

(5) 推進に当たっての姿勢

教育現場の制度や運用ルール等について、子どもたちのためになっているか、実態と乖離がないか等を常に意識し、町民目線で議論を行うとともに、透明で信頼される教育行政を推進します。

施策の推進に当たっては、地域住民の参画と協働を基盤とし、

- 学校は、教育の専門機関として、確かな学力をはじめ実社会、実生活を生き抜くための資質・能力を育みます。[学校]
- 家庭は、教育の原点として、基本的な生活習慣や社会における規範意識など、学校生活、社会を生きるための基礎を育みます。[家庭]
- 地域は、人間性・社会性などを幅広く育む場として、多様な人材や資源を活かして学校や家庭での教育を支援するとともに、様々な教育や学習の機会を提供し、地域の教育力を高めます。[地域]

この基本的な役割分担のもと、学校・家庭・地域は、相互に理解を深め、密接な連携を図る必要があります。

このような認識に立ち、本町教育に携わるものは、その使命と責任の重大さを自覚し、常に研鑽に努め、互いに協力し、町民の期待と信頼に応えられるよう教育を推進していきます。

また、この大綱は、国際社会全体の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」について、その「誰一人取り残さない」という理念と方向性を同じくするものです。また、SDGs が掲げる 17 の目標は、未来を担う子どもたちを持続可能な社会の創り手として育むための重要な視点であることから、SDGs を意識しながら基本施策の推進に取り組んでいきます。



項目	持続可能な開発目標
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	各国内及び各国間の不平等を是正する
	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	持続可能な生産消費形態を確保する
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2 取組の方向性

(1) 教育分野

成人年齢が、令和4年(2022年)4月1日に18歳に引き下げられるなど、子どもたちはこれまで以上に早い段階での主体性の醸成が求められています。

また、令和2年度(2020年度)の大学入試共通テストの開始や令和4年度までに順次スタートする新しい学習指導要領を見据え、子どもたちの思考力・判断力・表現力を伸ばす取り組みが求められつつあります。

同様に、今後は学校での学習状況について、個々の主体性・多様性・協働性が評価されることとなり、基礎学力の定着とともに子どもたちが個々に判断し、主体的に取り組む力を身に着けるための環境構築が必要となっています。

一方、学習の態様は、社会経済情勢の変化を受けて同様に変化しており、オンライン教育の進展とともに、様々な時間・場所・環境での学習機会の授受ができるよう体制が整備されつつあります。

個々の内面や学校環境の変化などによって、不登校やその傾向にある子どもたちの家庭外での居場所づくりについて、これらの時代の変容に応じた対応をはかる必要があります。

基本施策1 「生きる力」(確かな学力、豊かな心、健やかな体)を身につけ、バランスのとれた児童・生徒を育む学校教育の推進

- 家庭学習の充実等、学校・家庭・地域が一体となった教育力向上の取り組み
- 学習の達成状況に応じた学習支援の推進
- 道徳教育等による心の教育の推進
- 異なる環境や文化などの新たな発見や体験ができる学校交流の推進
- 運動や食育を通じた基礎体力の増進

基本施策2 家庭と異なる環境の中で安心して過ごし、体験・体感できる居場所づくり

- 学校に行くことができない子どもを家庭と異なる環境で育むための居場所づくり
- 体験や体感を通じた学びの提供
- 新たに移り住んだ子どもとの繋がり形成

基本施策3 安全・安心な環境づくり

- 交通事故や犯罪から子どもたちを守る安全・安心な学校づくり
- 児童、生徒の活力を取り戻す心のケア相談の推進
- 地域における見守り・声かけ活動の推進

基本施策4 教育活動を支える教育環境の充実

- 地域の資源やIOTなどを活用した発展的学習の推進
- 地域住民と共に行う地域学習の実施
- 地域とともにある学校づくりの推進

(2) こども・子育て分野

子育て支援は、女性の就業機会の向上に結びつくほか、保護者同士の繋がりからその関係性が発展するなど新たな展開が生まれるきっかけになります。

また、町の未来の活力は、子どもたちが将来において町に根付き、関わることで生まれるものであり、それを支える必要があります。

基本施策5 子育て環境を支える子ども・子育て支援の推進

- 子育て世代のニーズに即した支援の展開
- 子育ての悩みを共有し、共助する関係性の構築
- 働きながらも子育てがしやすい環境づくり

(3) 生涯学習分野

生涯学習におけるニーズは、多様化が求められている一方で指導者の高齢化や学習機会の維持が課題になっています。

後継指導者の育成を図るとともに、IOTなどを活用した自己学習や発展的学習による指導者の負担軽減に取り組むことが必要になっています。

基本施策6 社会教育・生涯学習の振興

- 多様なニーズに応えた生涯学習講座の充実
- 多様な年代が互いに協力しながら、活動できる環境づくり
- 生きがいを感じながら活躍し続けられる場の提供

(4) 文化分野

時代の流れを読み解くことができる歴史や文化は、後世への教科書のような役割を持っています。その貴重な歴史や文化をこれからも後世に伝えるために、伝承者育成や記録の保存が必要です。

また、地域の持続的な発展に郷土愛が大きく影響する中、ふるさと江北を誇りに思い、愛着を感じるには、町民自らが歴史や文化の素晴らしさを再発見・再認識することが不可欠です。

基本施策7 歴史や文化の継承と保存

- 郷土文化の後継者育成の支援
- 先人の記憶と記録を後世に伝え、次代に残す取り組み

(5) スポーツ分野

健康や生命の維持に必要な不可欠な体力増進は、医療費や保険料の軽減に繋がるほか、生きがいの醸成に結びつきます。

また、スポーツ活動を通じて、達成感や感動を得ることは、活力の維持や夢の実現に繋がります。

さらに国民スポーツ大会佐賀大会を数年後に控えており、そこに向けた生涯スポーツの機運醸成を図ることが重要となっています。

基本施策 8 人々の活力増進と夢・感動を生む文化・スポーツの振興

- 夢を描き、実現に向かってがんばる子どもの育成
- 国民スポーツ大会佐賀大会をきっかけとしたスポーツ機運の醸成
- 個々が自分のスタイルで達成感を味わうことができる目標を掲げた生涯スポーツの推進